

伊勢崎市告示第102号

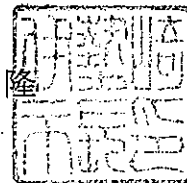
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を廃止したので同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和元年10月7日

伊勢崎市長 五十嵐 清



変 更 調 書

大 字	字	地 番
境下武士	宮 谷 戸	1162の1、1181から1182まで、1184の1、1186、1193の1、1194の1、1195から1196まで、1197の1、1198、1199の1、1200の1、1201の1、1204の2、1204の4、1204の5、1205の1、1206の5、1208、1209の1から1209の2まで、1210の1から1210の3まで、1211の1から1211の3まで、1212の1から1212の3まで、1213、1215の1から1215の3まで、1216、1217の1から1217の2まで、1218から1221まで、1222の1から1222の2まで、1223から1228まで、1229の1から1229の4まで、1230の1から1230の3まで、1231の1から1231の3まで、1232の1から1232の3まで、1233から1237まで、1239の1、1242の1、1244、1248の1、1249から1250まで、1251の1から1251の2まで、1252から1269まで、1270の1から1270の2まで、1271の1から1271の3まで、1272の1から1272の3まで、1273から1274まで、1275の1から1275の3まで、1276から1278まで、1279の1、1284の1から1284の3まで、1285の1から1285の2まで、1286の1から1286の3まで、1287から1289まで、1290の1から1290の3まで、1291から1296まで、1297の1、1298から1299まで、1300の1
	東六反田	1304の1、1306の1、1306の3、1307の1から1307の2まで、1308から1310まで、1311の1から1311の2まで、1312から1318まで、1319の1から1319の2まで、1320の1から1320の2まで、甲1325、1326の1、1327の1、1332、1333の1、1334、乙1335、甲1335、1336から1343まで、1359の2から1359の4まで、1360の1、1361、1364の1から1364の2まで、1365、1368、1369の1、1369の6、1370から1374まで、1375の1から1375の2まで、1376の1から1376の2まで、1377から1378まで、1379の1から1379の2まで、1380から1383まで、1384の1から1384の3まで、1385から1387まで、1388の1から1388の2まで、1389から1391まで、1392の1、1392の5

変 更 調 書

大 字	字	地 番
	西六反田	1395の1、1395の3から1395の4まで、1396、1397の1から1397の2まで、1398の1から1398の2まで、1399から1403まで、1404の1から1404の2まで、1405、1406、1407の1から1407の4まで、1408から1414まで、1415の1から1415の2まで、1416、1417の1から1417の2まで、1418の1から1418の2まで、1427の1から1427の2まで、1428、1430の1、1431、1432の1から1432の3まで、1433の1から1433の2まで、1434の1から1434の2まで、1435の1、1435の3、1436の3、1438の1から1438の2まで、1439から1440まで、乙1441、甲1441、1446の1、1447の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）の字を廃止する。